

大通達甲（広報）第4号
令和7年3月11日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警 務 部 長

犯罪被害者等の支援に係る部内カウンセラーの運用について（通達）

犯罪被害者等は、その犯罪等による直接的な被害だけでなく、その結果として生じる精神的被害、経済的負担等の副次的な被害に苦しめられることも多く、特に精神的被害は極めて深刻であり、著しいストレスを抱え、精神的な支援を必要としている者が多数認められる。

そこで、犯罪被害者等の精神的被害の軽減及び回復を図るため、別添のとおり「犯罪被害者等の支援に係る部内カウンセラー運用要綱」を定め、令和7年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、「犯罪被害者等の支援に係る部内カウンセラーの運用について」（令和5年4月19日付け大通達甲（広報）第12号）は、同日付けで廃止する。

（広報課犯罪被害者支援係）

別添

犯罪被害者等の支援に係る部内カウンセラー運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）の精神的被害の軽減及び回復を図るため、警務部広報課（以下「広報課」という。）に配置されている警察職員（広報課に併任されている者を含む。）のうち、臨床心理士又は公認心理師の資格を有しており犯罪被害者等の精神的支援を行うもの（以下「部内カウンセラー」という。）の任務及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 カウンセリング

部内カウンセラーが、犯罪被害者等に対して、臨床心理学等の専門的知識及び技能に基づき、助言及び援助を行うことにより、犯罪被害者等の精神的被害の軽減及び回復を図る精神的支援をいう。

2 直接支援

部内カウンセラーが、犯罪被害者等の要請により、事情聴取や現場確認等に付き添って行う支援をいう。

3 代理受傷

犯罪被害者等の支援活動に従事する警察職員が、犯罪被害者等の状況を間近に見ることや犯罪被害者等の感情の表出に直面すること等により、ストレスを受け、心身に変調等を来すことをいう。

第3 任務

部内カウンセラーは、捜査部門と連携の上、犯罪被害者等に関する情報を共有し、次に掲げる業務を行うことを任務とする。

- 1 犯罪被害者等に対するカウンセリング及び直接支援の実施
- 2 犯罪被害者等支援に関する部内関係所属との連絡調整及び関係機関・団体との連携
- 3 警察職員が行う犯罪被害者等支援活動に関する助言
- 4 警察職員の代理受傷の予防及び被害回復に関する支援
- 5 その他、犯罪被害者等の精神的支援に関し警務部広報課長（以下「広報課長」という。）が必要と認めた支援活動

第4 カウンセリング及び直接支援の実施

1 派遣対象事件

部内カウンセラーの派遣は、「指定被害者支援要員制度の運用に関する要綱の改正について」（令和5年12月11日付け大通達甲（広報）第16号ほか）に定める対象事件において、部内カウンセラーによる精神的支援の必要性が認められる犯罪被害者等が発生している場合に行うものとする。

2 派遣要請

所属長は、部内カウンセラーによるカウンセリング又は直接支援を必要と認めるときは、電話又は口頭により、広報課長に部内カウンセラーの派遣を要請するものとする。

3 派遣決定

広報課長は、派遣要請を受けた場合において、派遣が必要と認めるときは、速やかに部内カウンセラーを派遣するものとする。

なお、部内カウンセラーが広報課に併任されている者である場合は、当該部内カウンセラーが所属する所属の長と協議の上、当該部内カウンセラーを派遣するものとする。この場合において、当該部内カウンセラーが所属する所属の長は、広報課長と連携し、速やかに当該部内カウンセラーの派遣について対応するものとする。

4 運用

(1) カウンセリングの実施

部内カウンセラーがカウンセリングを実施したときは、カウンセリング実施票（第1号様式）を作成し、広報課長へ報告を行うものとする。

(2) 直接支援の実施

部内カウンセラーが直接支援を実施したときは、直接支援実施票（第2号様式）を作成し、広報課長へ報告を行うものとする。

(3) 部内関係所属との連絡調整及び関係機関・団体等との連携

部内カウンセラーは、犯罪被害者等の支援のため必要があると認めるときは、犯罪被害者等の同意を得た上で、部内関係所属との連絡調整又は関係機関・団体等との連携を速やかに行うものとする。

(4) 警察職員に対する助言

犯罪被害者等の支援活動に従事する警察職員は、部内カウンセラーによる当該活動に対する助言を必要とするときは、直接、部内カウンセラーに依頼するものとする。

(5) 管理

部内カウンセラーは、カウンセリング等管理簿（第3号様式）により、カウンセリング等の実施状況を管理する。

第5 警察職員に対する代理受傷の予防及び被害回復に関する支援

1 支援要請

所属長は、部内カウンセラーによる警察職員の代理受傷の予防及び被害回復に関する支援を必要と認めるときは、電話又は口頭により、広報課長に部内カウンセラーによる支援を要請するものとする。

2 支援決定

広報課長は、支援要請を受けた場合において、支援が必要と認めるときは、速やかに部内カウンセラーを派遣のうえ、支援するものとする。この場合において、当該部内カウンセラーが広報課に併任されている者であるときの対応は、前記第4の3に準じて行うものとする。

3 支援実施

部内カウンセラーが、代理受傷の予防に関する支援を行ったときは支援実施票（職員用・予防）（第4号様式）、被害回復に関する支援を行ったときは支援実施票（職員用・回復）（第5号様式）をそれぞれ作成し、広報課長に報告を行うものとする。

第6 部内カウンセラーのカウンセリング技術の向上並びに代理受傷の予防及び被害回復

広報課長は、部内カウンセラーのカウンセリング技術の向上並びに代理受傷の予防及び被害回復を図るため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 1 より高度な臨床心理学等の専門知識及び技能を有する臨床心理士、公認心理師、精神科医師等をカウンセリング・アドバイザーに指定すること。
- 2 部内カウンセラーに対して、カウンセリング・アドバイザーの助言及び指導を受けさせることにより、部内カウンセラーが実施するカウンセリングの適正化を図るとともに、部内カウンセラーの精神的ケアを行い、代理受傷の予防及び被害回復に努めること。
- 3 部内カウンセラーに対して専門的研修を受講させることにより、部内カウンセラーの技術及び能力の向上を図ること。

第7 運用上の留意事項

- 1 所属長は、犯罪被害者等に対する精神的な支援の重要性、所属職員の代理受傷の危険性等を所属職員に周知するとともに、部内カウンセラーの積極的な運用に努めること。
- 2 警察職員は、カウンセリングの実施場所について、犯罪被害者等の希望を確認し、応接室や相談室など、カウンセリングに適した場所の確保に努めること。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。